

資料編

1. 計画の策定経過

月 日	会議名等	内 容
R1. 7. 26	第 1 回保健福祉施策推進委員会 地域福祉部会	・ 地域福祉計画の策定の方向性について ・ 地域福祉部会委員の改正案について
R1. 8. 29	第 1 回社会福祉審議会	・ 会長の選任について ・ 地域福祉計画の策定の方向性について
R1. 10. 18	第 2 回保健福祉施策推進委員会 地域福祉部会	・ 地域福祉計画策定スケジュール（案）について ・ 地域福祉計画の策定に関する基本方針（案）について ・ 地域福祉に関するアンケート調査（案）について
R1. 11. 13	第 2 回社会福祉審議会	・ 地域福祉計画の策定について（諮問） ・ 地域福祉計画策定スケジュール（案）について ・ 地域福祉計画の策定に関する基本方針（案）について ・ 地域福祉に関するアンケート調査（案）について
R1. 11. 19	地域福祉計画の策定に関する基本 方針の決定	
R1. 12. 2～ R2. 1. 6	地域福祉に関するアンケート調査 の実施	・ 配布数 2,000 通、有効回答数 722 通、有効回答率 36.1%
R1. 12. 16	北見市議会福祉民生常任委員会	・ 地域福祉計画の策定について
R2. 4. 10	第 3 回保健福祉施策推進委員会 地域福祉部会（書面開催）	・ 地域福祉計画策定に係る方向性の変更について
R2. 4. 20	第 3 回社会福祉審議会（書面開催）	・ 地域福祉計画策定に係る方向性の変更について ・ 現行の事業を新たな基本施策ごとに整理した例
R2. 8. 27	地域福祉計画（事務局案）の決定	
R2. 9. 23	第 4 回保健福祉施策推進委員会 地域福祉部会（書面開催）	・ 地域福祉計画（事務局案）について・
R2. 11. 5	第 4 回社会福祉審議会	・ 正副会長の選任について ・ 地域福祉計画（事務局案）について ・ 第 3 期地域福祉計画進捗状況（成果）報告について ・ 地域福祉計画策定スケジュール（案）について ・ 地域福祉計画の策定に係るこれまでの経過等について ・ 地域福祉計画に包含する計画の他市例について
R2. 11. 11	地域福祉計画（素案）の決定	
R2. 11. 24	社会福祉審議会から地域福祉計画 （素案）の答申	
R2. 12. 14	北見市議会福祉民生常任委員会	・ 地域福祉計画（素案）に対する意見募集の実施につい て
R2. 12. 15 ～R3. 1. 13	地域福祉計画（素案）に対する意 見募集の実施	・ 保健福祉部総務課ほか 16 か所で資料の閲覧及び配布 （意見提出数 4 人 28 件）
R3. 1. 26	第 5 回保健福祉施策推進委員会 地域福祉部会（書面開催）	・ 意見募集の結果について
R3. 2. 1	地域福祉計画（案）の決定	
R3. 3. 8	北見市議会福祉民生常任委員会	・ 意見募集の結果について
R3. 3. 8	地域福祉計画の決定	

2. 北見市社会福祉審議会

(1) 北見市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 本市における社会福祉に関する基本的共通事項を審議するため、北見市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、社会福祉の諸施策に関する事項について調査審議し、又は意見を具申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 民生委員
- (2) 社会福祉施設及び社会福祉関係機関の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会の設置等)

第7条 会長は、諮問事項を専門的に調査研究する必要があると認めた場合は、審議会に部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は、会長が審議会の委員の中から必要に応じ指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は、部会委員の互選により定める。
- 4 部会長は、審議の結果を会長に報告するものとする。
- 5 部会の会議は、前条の規定を準用する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月5日から施行する。

附 則(平成26年12月18日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 北見市社会福祉審議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北見市社会福祉審議会条例(平成18年北見市条例第74号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(臨時委員)

第2条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、北見市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開く場合には、条例第6条及び第7条の規定の適用については、委員とみなす。

(会議の招集)

第3条 会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

(会議の公開)

第4条 会議は、これを公開する。ただし、審議会の決議により非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 会長が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年5月24日から施行する。

(3) 北見市社会福祉審議会委員名簿

令和2年6月3日現在

No.	選出区分	所 属	氏 名		
1	民 生 委 員 児 童 委 員	北見市民生委員児童委員協議会	おかだ ひでとし 岡田 栄敏		
2		北見市民生委員児童委員協議会	え の しゅんいち 江野 俊一		
3		北見市民生委員児童委員協議会	まるぎに いさお 丸銭 功 ほりぐち もとむ (堀口 求)		
4		北見市民生委員児童委員協議会	はたけやま すぐる 畠山 勝		
5	社 会 福 祉 施 設 代 表 者	社会福祉法人 めぐみ会	もりや ひでかず 守谷 英和		
6		社会福祉法人 川東の里	しまだ ひでお 島田 英夫		
7		社会福祉法人 北の大地	すずき まさすえ 鈴木 正末		
8	社 会 福 祉 関 係 機 関 代 表 者	北海道 北見保健所	さいとう たいいち 斎藤 泰一		
9		北海道 北見児童相談所	わたなべ のりこ 渡辺 典子		
10		社会福祉法人 北見市社会福祉協議会	わたなべ しんいち 渡部 眞一	◎	
11		北見市老人クラブ連合会	たかひろ みつぐ 高廣 貢		
12		北見市中心身障害者(児)団体連合会	しらはた ひろし 白幡 浩		
13		北見市認可私立保育園連合会	みうら さちこ 三浦 佐智子		
14		北見市私立幼稚園連合会	よしだ こういちろう 吉田 耕一郎		
15		北見季節保育協会	いしもり くにひろ 石森 邦裕		
16	北見市北見自治会連合会	のぶた くにお 信田 邦雄	○		
17	学 識 経 験 者	学識者	よしだ しげお 吉田 茂夫 (今野 あつし 敦)		
18		学識者	ひらの はるみ 平野 温美		
19		学識者	しが かなこ 志賀 加奈子		
20	公 募 に よ る 者	公募委員	てるい たもつ 照井 保		

◎会長 ○副会長 ()は前任者

3. 北見市保健福祉施策推進委員会（庁内会議）

○北見市保健福祉施策推進委員会設置要綱

（目的）

第1条 北見市の保健福祉に係る各種施策を総合的に推進するため、北見市保健福祉施策推進委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関すること。
- （2）障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画に関すること。
- （3）地域福祉計画に関すること。
- （4）健康づくり計画（食育推進計画を含む）及び自殺対策計画に関すること。
- （5）子ども・子育て支援事業計画に関すること
- （6）その他目的達成に必要な事項に関すること。

（委員会の組織）

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は保健福祉部長及び子ども未来部長を、副委員長は保健福祉部次長及び子ども未来部次長をもって充てる。

（委員会の会議）

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（専門部会）

第5条 委員会内に、第2条各号に関する専門的な調査、研究を行うため、専門部会を置く。

2 専門部会は、高齢者部会、障がい者部会、子育て支援部会、地域福祉部会、保健・健康づくり部会の5部会とし、構成員は別表のとおりとする。

3 専門部会に部会長を置き、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 専門部会の会議は、必要に応じ各部会長が招集し、開催する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（ワーキンググループ）

第6条 委員会及び専門部会の会議を円滑に行うため、委員会内に主務係長で構成するワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループのメンバーは、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 ワーキンググループの会議は、必要に応じ委員長又は専門部会長が招集し、開催する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部総務課において処理する。

2 専門部会の庶務は、各部会長所属課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

4. 用語説明

あ行

【NPO (Non-Profit-Organization)】

民間非営利組織といわれるもので、ボランティア団体、協同組合など、法人格の有無や法人格の種類を問わず、民間の立場で営利を目的とせず、社会的な使命を達成することを目的とした団体です。

か行

【北見市交通バリアフリー基本構想】

ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインの考え方も含め、「誰もが安心して歩ける環境づくり」を目指して、交通面のバリアフリー化を図ることを目的とした計画です。

【北見市総合計画】

北見市がめざす今後10年間の将来像を示し、その実現に向けたまちづくりの基本目標などを総合的、体系的にまとめた、まちづくり計画の最上位に位置づけられる計画です。この計画は「基本構想」と「基本計画」で構成され、計画期間は、2019年度から2028年度までの10年間です。基本構想は、北見市の将来像、まちづくりの基本目標（施策の大綱）等を明らかにし、基本計画の方向づけを行うものです。基本計画は、基本構想を実現するため、分野ごとに現状と課題、主要施策、数値目標若しくは到達目標等を明らかにしています。

【北見市まちづくり基本条例】

平成22年12月21日施行。市民みんなの手によって自立したより良い地域社会を実現させるよう、まちづくりの基本理念や基本原則を明らかにするとともに、その担い手である市民の権利や責務、議会並びに市長等の役割及び責務などの基本的な事項を定めた条例です。

この条例は、北見市のまちづくりの基本的な事項を定めるものであり、最高規範として位置付けられています。この位置付けを踏まえ、議会及び市長等は、他の条例や規則等の制定・改廃、市政に関する計画の策定など、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図ることとなっています。

【協働】

行政や市民、事業者など地域で活動する多様な人や組織が、共通の目的のためにお互いに責任と役割分担を自覚して、対等の関係で協力・連携しながら活動することです。「協力しながら働く」という意味から「協働」という表現を使います。

さ行

【自助、互助、共助、公助】

自助とは「自らの努力でなすこと」、互助とは「お互い助けあうこと」、共助とは「地域などで助けあうこと」、公助とは「行政などが公的援助を提供すること」を指し、それぞれバランスのとれた地域福祉の達成が望まれています。

【児童扶養手当】

父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられない一人親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当です。

【社会福祉協議会】

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つです。住民が主体となり、地域住民やボランティア、社会福祉関係者、行政機関の参加・協力を得ながら、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指し活動する民間の社会福祉組織です。民間組織としての「自主性」と、会員である市民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせ持っています。

【社会福祉法】

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護や地域における社会福祉の推進を図ることにより、社会福祉の増進に資することを目的とした法律です。社会福祉事業の定義や理念、社会福祉法人に関する規定、地域福祉の推進に関する規定などが盛り込まれています。

【社会福祉法人】

社会福祉法に基づき、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、提供する福祉サービスの質の向上を図ること、事業経営の透明性の確保を図ることなどが求められています。

また、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする方に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するよう努めることとされています。

【身上監護】

日常生活を営む上で、必要な法律行為や事実行為（例えば、契約の事務手続きや費用の支払い事務手続きなど）がスムーズに行えるように支援することです。この場合、単にそれらを支援するのではなく、適切な意思決定の結果であることが必要となります。つまり、本人に言われたとおりに支援するだけでなく、特に本人（利用者）が判断に困った場合や、契約の内容が複雑な場合などに、適切な判断が出来るような支援を行います。

【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法に定められた障がいがあると判定された人に交付される手帳のことです。障がいの程度に応じて1～6級に区分され、在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となります。申請に基づいて道知事が審査し、交付決定されます。

【精神障害者保健福祉手帳】

精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付される手帳のことです。障がいの程度に応じて1～3級に区分され、医療費の助成、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受ける場合に必要となります。申請に基づいて道知事が審査し、交付決定されます。

【成年後見制度】

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方などで判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあう恐れがあるため、成年後見人などの第三者の関与を受けることにより、このような判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

た行

【地域住民】

市民のうち、一定程度の生活圏域に居住している市民のことです。

【（北見市）地域防災計画】

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、北見市の地域における風水害や地震災害等の各種災害に対して、市民の生命、身体、財産を保護するとともに被害を最小限に食い止めることを目的に、北見市防災会議が策定しました。

な行

【認知症】

脳の器質的異常により、いったん獲得された知能、認知機能が後天的に失われ、日常生活に支障をきたすようになった状態を指します。認知症の原因としてはアルツハイマー病が最も多く、その他、脳出血や脳梗塞、レビー小体型認知症などがあります。

【認知症サポーター】

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする方のことです。「認知症サポーター養成講座」を受講・修了した方が認知症サポーターです。

【ノーマライゼーション】

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す理念のことです。

は行

【避難行動要支援者名簿】

高齢者、障がい者、病気などの理由により、災害発生時の避難等に特に支援を要する方（避難行動要支援者）の名簿です。平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に作成が義務付けられました。

同意された方の名簿情報は、保管方法等を定めた協定を結んだ避難支援等関係者に提供され、平常時から見守り活動や避難訓練等に活用することができます。

【ボランティア市民活動センター】

ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介を行っています。また、NPO・ボランティア団体等の活動支援や講座やセミナーなどの学習の機会を設けるなどしています。

ま行

【ミント宅配便】

北見市教育委員会が実施する、出前講座の愛称です。市民の皆さんが知りたいこと、聞きたいことを「市民編」「行政編」の各メニューから選んでいただき、講師が出向いて説明し、生涯学習のお手伝いをするものです。「市民編」は、登録された市民が講師を務め、「行政編」は、市の職員が講師となり説明などを行います。

や行

【要配慮者】

高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する方のことです。

ら行

【療育手帳】

知的障がい児(者)に対し、一貫した指導・相談を行い、また在宅生活の支援、交通費の助成・割引、税制上の優遇措置などの各種福祉サービスを受けやすくするために交付される手帳のことです。申請により児童相談所又は知的障害者更生相談所による判定が行われ、その結果に基づき道知事が交付決定します。

第4期北見市地域福祉計画

北見市保健福祉部 総務課

〒090-8501 北見市大通西3丁目1番地1
本庁舎 1階

電話 0157-33-1354 FAX 0157-26-6323

E-mail fukushisomu@city.kitami.lg.jp
